

# ヤングケアラー支援対策（国の動向）

資料3

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第9期介護保険事業計画		令和6年1月19日に示された第9期（令和6～8年度）介護保険基本指針には「ヤングケアラーを含めた家族介護者の支援」について定めるとが重要。	
児童福祉法等の一部改正	6月8日成立、6月15日公布 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 ※子育て世帯訪問支援臨時特例事業等 (実施期間：令和5年度末まで)		4月1日施行（一部を除く） 市町村：子ども家庭センター設置（努力義務）
【以下の公布】 ○子ども家庭庁設置法 ○子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 ○子ども基本法	6月22日公布 【子ども家庭庁設置法の概要】 ・所掌事務（分担管理事務・内閣補助事務）  【子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の概要】 ・児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。  【厚生労働省子ども家庭局】 改正児童福祉法の内容説明の実施 (県向け7/28実施・市町村向け8/26～8/31)	【子ども家庭庁】4月1日施行（一部を除く） ○特に支援が必要な子どもをサポート ・子どもの虐待防止やヤングケアラーなどの支援 等 ○児童福祉と母子保健の相談機関の一体化  【子ども基本法】 心身の発達の過程にある者 → 「子ども」と定義 (18歳以上も対象)	
ヤングケアラー支援対策強化事業	4月1日【ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱】制定（令和6年度まで重点取組期間） ヤングケアラー実態調査・研修推進事業、支援対策構築モデル事業  6月8日 自由民主党・公明党・国民民主党の取り組み方針【法制化を含め検討】	12月 政府はヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、引きこもり支援などを推進する「子ども・若者育成支援推進法」で規定するのが適切と判断。 R6年 通常国会に法案提出の見通し	【子育て世帯訪問事業等の拡充】 ※児童福祉法 第21条の18
※「子ども・子育て支援加速化プラン」(R6～R8)			